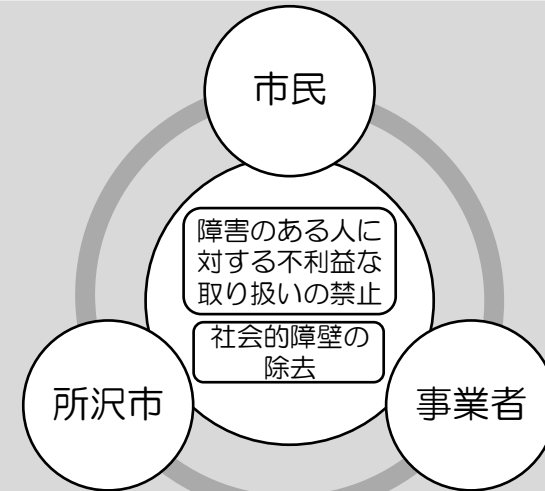


# 所沢市障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例 概要

## 1. 制定趣旨及び影響

### 制定趣旨

障害者差別解消法の基本理念を継承し、障害のある人に対する誤解や偏見など社会参加を妨げる様々な障壁を取り除き、障害のあるなしに関わらず、共に支え合い、笑顔でいきいきと地域で自立して生活できる「共生社会」の実現を目指す。



## 2. 条例の構成について

### 第1章 総則

#### 目的（第1条）

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である「共生社会」の実現に資すること。

#### 基本理念（第3条）

- ・障害のある人が権利の主体であるという認識の下、その権利を尊重すること（権利主体性・権利擁護）
- ・障害に対する理解を深めること（障害理解の促進）
- ・障害のある人が、地域において自立した生活ができること（自己選択、自己決定による自立した生活の実現）
- ・手話その他の形態の非音声言語が言語であること（手話等の言語性）
- ・障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じた適切な対応をすること（個別的対応）
- ・社会的障壁の除去にあたり、可能な限り、障害のある人の意見を取り入れること（当事者の意見の尊重）

手話が言語だということも規定されています。



# 共生社会を実現するために必要な対応

## 第2章 社会的障壁の除去

### 不利益な取り扱いの禁止（第4条）

何人も障害のある人及び支援者に対して、障害を理由とする不利益な取扱いを正当な理由なく行ってはならない。

### 市の責務※（第5条）

- ・ 障害のある人が自立した生活を送るために必要な支援
- ・ 障害の理解を促進するための周知及び啓発
- ・ 交流の機会の提供
- ・ 職員等への障害の理解を促進するための研修等の実施
- ・ 合理的配慮の提供

※法的義務



協働・協力

### 市民及び事業者の責務（第6条）

- ・ 市の取り組みへの協力
- ・ 合理的配慮の提供
- ・ 障害への理解を深める

### 障害のある人の役割（第7条）

- ・ 障害を理由とした困難や必要な配慮について、配慮を提供する者との共有に努める

## 第3章 障害のある人の自立及び社会参加のための支援

①意思疎通 ②教育 ③就労 ④生活環境の整備（公共機関の管理運営等）⑤居住場所の確保（第8条～第12条）

※合理的配慮や必要な支援など、障害のある人の自立と社会参加を実現するために特に重要な項目を明記。

実効性を確保するために…

## 第4章 障害を理由とする困難又は必要な配慮に関する相談

### 問題解決のためのプロセス（第13条～第17条）

相談

- ・ 障害者、家族等関係者、事業者は本条例の規定する事項に関する相談ができる。
- ・ 相談員が助言、調整等を行う。

あっせん

- ・ 当事者の申し立てによりあっせん手続きに移行する。
- ・ あっせん案は、第三者機関※が作成し、それに基づき市長があっせんを行う。

勧告・公表

- ・ 正当な理由なくあっせん案に従わない者に対して、市長が勧告・公表等を行う。

※所沢市社会的障壁の除去に関するあっせん調整委員会

### 所沢市社会的障壁の除去に関するあっせん調整委員会 （第18条～20条）

法的性質

- ・ 本条例を根拠に設置する附属機関。

構成員

- ・ 障害当事者、法曹等、障害のある人の権利の擁護について優れた識見を有する者のうち5人以内の者を市長が委嘱。

役割

- ・ あっせん案の作成その他あっせんに関する事項の調整。